

協議第20号

使用料、手数料等の取扱いについて

使用料等の取扱いに係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

- 1 施設使用料については、原則として現行のとおり（合併時までには改正があった場合はその料金）とする。ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料については、一部統合するなど調整する。
- 2 その他の使用料等については、原則として合併時に統合したものとなるよう調整する。ただし、急激な住民負担の増加が生じる場合等には、必要に応じて3年程度の激変緩和措置を講ずるよう努める。

平成29年2月14日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

【調整理由】

- ・施設使用料については、各施設の状況に応じて定めているため。
- ・その他の使用料等のうち、料金等に差異のあるものについては、合併後の市における住民の一体性の確保を図る観点から、可能な限り適正な料金体系に再編することが適当であるため。